



島根県報

令和4年12月27日（火）

第 375 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

解除予定保安林 (森 林 整 備 課) 2

知事管理漁獲可能量の変更 (水 産 課) 2

【公安告示】

犯罪被害者等早期援助団体代表者の変更の届出 (警 察 本 部) 2

告 示**島根県告示第811号**

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年12月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所
出雲市湖陵町差海1888-3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
河川管理施設用地とするため

島根県告示第812号

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和4年12月27日

島根県知事 丸 山 達 也

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量

令和4年6月28日 公表

令和4年12月20日 変更

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和4管理年度（令和4年7月1日から翌年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

- 1 島根県に配分された漁獲可能量
15,000トン
- 2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まさば及びごまさば中型まき網漁業	14,400トン
島根県まさば及びごまさばその他の漁業	現行水準

公 安 委 員 会 告 示**島根県公安委員会告示第47号**

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項の規定により指定を受けた犯罪被害者等早期援助団体から、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第3条第1項の規定により、次のとおり代表者の氏名を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年12月27日

島根県公安委員会委員長 高 橋 美佐子

名 称	変更後の代表者の氏名	変更年月日
公益社団法人島根被害者サポートセンター	川津 愛子	令和4年12月17日